

葬式の際の注意する項

我々夫婦の内一人が先に死したる場合は
残れる一人が葬式を指示し葬儀を執行
し可きが故に多くを指示するに要あり
然し残れる一人が死したる場合は又
不幸ある者ありしに我々夫婦が同時
に死せば協同には当然長男の三男が
喪主としを葬式を執理せし其の協同
の身に出しに注意あり故に書き遺す
遺す物あり

(1) 葬儀は三男が喪主とし責任の位置に
立ち一同がこれを助け協同を行ふ可し

(2) 葬式は尚短にもせし後者の如く長くと葬式を
述べよ要あり且一定の時間内に知己友人が
自由に参り告別し自由に立ち去る可し

(3) 葬式に依るより遺言を禪宗寺に読経を
依頼せし

(4) 供花香奠等は一切辞退せし

(5) 死去の際には協同親戚へ通知せし葬儀
社は福井協同協同社に通知せし友人は
強いて通知せし必要あり且山梨クラブには
通知せし我が庶吉は山梨クラブの
福井氏と相談せし福井氏が早く
知つて居る者あり

(6) 新古今の告の時に必要あり自らうお身代市左通
山梨県東八代郡一宮町旧地蔵堂

高野逸平
或高野としに

(7) 別封遺言は南封の場合には成る可くあるの
兄弟等が立ち合ふ程に志すし

(8) 墓場は既に買収済みあり別封の通る所の内
に同封してあり